

守ってください！ ゴミ出しのルール

最近、ルールを守らないでゴミを出される事例が多くなっています。
各家庭・各収集所で以下の点について、もう一度ご確認ください。

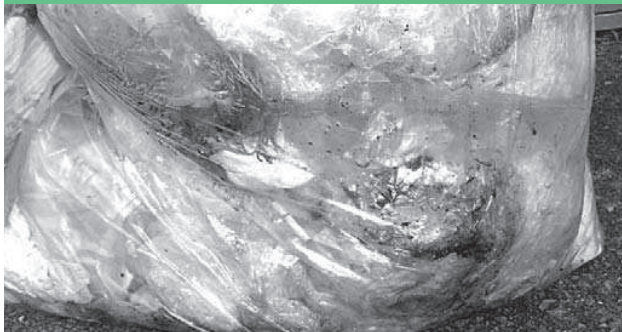
- 燃えるゴミと燃えないゴミは必ず分別してください。生ゴミはよく水を切って出してください。
- 空き缶は、水ですすいでから必ずアルミ・スチールの指定袋に入れて出すようにしてください。
- スプレー缶等は、必ず穴をあけるようにしてください。出される際には、スチールのゴミ袋で出してください。
- ペットボトルのフタは、必ず外してから出してください。外したフタは、燃えるゴミとして出してください。
- 空きビン、フタを外し必ず水洗いをしてから、無色・茶色・その他の3種類に分別し必ず収集所内のコンテナに出すようにしてください。フタについてはスチールまたは金属類に分別して出してください。
- ダンボールや新聞紙等は、散らばらない様、ヒモで十文字にしっかり結んで出してください。(ビニール袋には入れないでください。)
- 『ごみの分別表』・『平成22年度ゴミ収集カレンダー』をご覧ください、決まった日の午前8時までに出すようにしてください。その際には、必ず名前を書くようにしてください。

ルールが守られていない
ゴミは収集しません。

収集に対する皆様のより一層の
ご協力をお願い致します。

ルール違反のゴミの一例

1. 生ゴミが水切りしてない。



2. 古紙を縛らずビニール袋に入れてある。



3. ビンが水洗いしてない。キャップがついたまま。



4. 缶類が指定の袋に入れてない。



補助金について、詳しくは設置・購入前に環境衛生係(7210767)までお問合せください。

▼補助金の額
生ごみ処理機1台を設置するのに必要な費用の2分の1以内とし、2万円を限度とします。

▼申請対象者
町内に住所を有する世帯主。

▼対象生ごみ処理機
家庭のごみを微生物の活動又は乾燥装置により減量化する電気式の処理機で、町内の商店から購入するもの。

家庭から排出されるごみの減量化及び再資源化を目的として、生ごみ処理機を設置する方に対し予算の範囲内で補助金の交付を行っています。

生ごみ
処理機
設置事業
補助金

～気づいてください、川の汚れ

—河川水質検査—

5月28日29日に実施した河川水質検査の結果を報告します。
今回、BODは1ヶ所、大腸菌群類・全リン・全窒素においては、全ヶ所で基準値オーバーです。原因は、降り続いていた雨により田畑の肥料分がより多く河川に流入した、生活排水などが考えられますが、昨年度(4回実施)の検査結果の推移を参照しても、今回の検査結果は一時的な高数値と考えられます。
(※河川の上流ということもあり、川の類型がAA・Aと厳しい数値が設けてあります)

緑川及び五ヶ瀬川水系水質検査結果一覧表

(平成22年5月度)

河川類型	河川																				基準値		
	AA	AA	A	A	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	A
分析項目	単位	第二千瀬(千瀬川)	井村天橋(千瀬川)	島木橋(御船川)	水/田原(滑川)	吉鶴橋(五ヶ瀬川)	菅原橋(菅原川)	日名田橋(菅原川)	高橋(緑川)	横野橋(大矢川)	天神橋(大矢川)	下鶴橋(黒峰川)	下前橋(神/前川)	柳井原橋(大矢川)	二津留橋(上野見川)	赤迫橋(土戸川)	土戸(五ヶ瀬川)	馬見原橋(柳谷川)	日向泊(流草川)	古米橋(神船川)	柏	AA	A
pH	mg/l	7.3	7.8	7.5	7.3	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5	7.2	7.4	7.7	7.8	7.7	6.5~8.5	
	(°C)	22	22	21	21	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21		
SS	mg/l	5	4	2	3	16	5	4	2	3	3	3	3	5	7	4	4	2	14	4	3	25以下	
BOD	mg/l	1.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.7	<0.5	0.6	0.6	<0.5	1以下	2以下
DO	mg/l	7.5	10	9.8	9.4	9.3	9.7	9.9	10	9.2	8.9	9.3	9.3	9.5	9.4	9.3	7.9	10	9.6	9.6	8.9	7.5以上	
大腸菌群数	MPN/100ml	17000	3300	1300	7900	54000	7000	3300	4900	3300	1700	35000	7900	1700	11000	4900	24000	3300	4900	4900	2400	50以下	1000以下
全窒素	mg/l	1.0	0.8	0.4	0.4	0.6	0.6	0.7	0.5	0.7	0.7	0.6	0.8	0.7	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	0.7	0.5	0.1以下	
全リン	mg/l	0.040	0.038	0.011	0.005	0.031	0.027	0.029	0.014	0.033	0.028	0.019	0.029	0.031	0.021	0.014	0.036	0.020	0.036	0.025	0.016	0.005以下	
亜硝酸性窒素	mg/l	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	
硝酸性窒素	mg/l	0.7	0.6	0.4	0.2	0.4	0.4	0.6	0.4	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.7	0.5	0.3	0.3	0.7	0.6	0.4	—	

用語説明

河川類型AA：河川環境の基準において最も高い水質基準値です。

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作で水道水として利用できる。

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびにそれより腐水性に近い水域の水産生物に適応している。

等の利用目的の適用性が定められている水質基準値です。

pH(水素イオン濃度)：水の酸性かアルカリ性を示す数値。

pH7(中性)に近いことが好ましく、7より小さくなると酸性、7より大きくなるとアルカリ性が強くなり生き物が住めなくなります。基準6.5~8.5

BOD(生物化学的酸素要求量)：水中の汚れ(有機物)を微生物が分解するときに必要な酸素量。

この数値が大きければほど水中に有機物が多いことを意味し汚れています。基準1mg/L以下(御船川・滑川は2mg/L以下)

SS(浮遊物質)：水中に浮いている物質。

この数値が大きければほど汚れており、見た目の濁りの原因となります。基準25mg/L

DO(溶存酸素)：水中に溶けている酸素量。

水温、気圧などに影響され、水温が高くなると小さくなります。

大腸菌群数：大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌数。人や動物、土壌に存在。塩素があると死んでしまいます。

全窒素：無機(アンモニウム態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素)および有機性窒素の総量。

動植物の増殖に欠かせないもの。多すぎると富栄養化となり藻類が異常繁殖します。

全リン：無機および有機リン化合物の総量。

動植物の成長に欠かせないもの。多すぎると富栄養化となり藻類が異常繁殖します。

きれいな水を守る生活

環境に負担をかけないためにできることから始めましょう。

台所では……残飯や揚げ物油はもちろんのこと、食器についた食べ物の残りもゴムベラなどで取り除き、排水に流さない。お米のとき汁は、畑や植物への水やりに利用する。野菜くずなどを堆肥として利用する。

洗濯では……洗剤量は正しく計る。

お風呂の残り湯を洗濯に使う。

お風呂場では……シャンプーやリンス、お風呂用洗剤等を使いすぎない。排水口の髪の毛などは、こまめに取り除く。

トイレでは……二度流しをさける。強力な洗剤を使わずに、こまめな水洗い掃除をする。

家のまわりでは……側溝などを清掃して、汚染物質を発生させない。

○山都町浄化槽設置整備補助金について

山都町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、居住を目的とした住宅に浄化槽を設置される方に対し補助金の交付を行っています。

人槽	区分	補助額
5人槽	延床面積130㎡以下の住宅	354,000円
7人槽	延床面積130㎡を超える住宅	485,000円
10人槽	2世帯住宅、大家族住	770,000円

集落単位で整備を行う場合は、その集落の現在の整備率に応じて表の補助額に上乗せした補助金を交付

○浄化槽の維持管理について

浄化槽は、設置後も適正な維持管理を行わなければ、浄化槽を設置していない状態と同じです。

浄化槽設置後は、保守点検、清掃といった日常の管理(許可業者により行われます)、また、法定検査(熊本県浄化槽協会が行います)を受検する必要があります。

いずれも浄化槽の機能を維持するために大変重要なことです。必ず実施され、浄化槽の適正な管理と正しい使用で町のきれいな水環境を維持しましょう。